

「貨物自動車を運転することができる運転免許の在り方についての提言」(抜粋)

5 現行免許保有者の免許の取扱い

新制度への移行に当たっては、現行免許保有者の既得権は保護すべきである。特に普通免許については、現在は車両総重量 8 トン未満の自動車を運転できるのに対し、上記の新制度では一定の車両総重量以上のものが運転できなくなることから、考慮が必要である。

従来 of 運転免許制度の改正においては、既得権を恒久的に認めているのが一般的であり、現行普通免許の保有者について、新制度が施行された後も、現行の普通自動車を引き続き運転することができるよう経過措置が設けられるべきと考えられるが、他方、こうした既得権については、恒久的なものとして一定の猶予期間を設けた上で、ある段階で新制度に移行すべきとの考え方もある。また、既得権を認める際に、安全確保のため、何らかの講習、確認等を行うという方法も考えられるところであり、既得権保護の在り方については、普通免許保有者が 6,600 万人にも及ぶことや安全対策の必要性の観点を考慮しつつ、慎重に検討する必要がある。